



WORLD  
INTELLECTUAL  
PROPERTY  
ORGANIZATION



## 特許協力条約（PCT）に関する年次報告： 2002年



[www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en)

## 特許協力条約（PCT）に関する年次報告： 2002年

### はじめに

特許協力条約（PCT）は、1978年の事業開始以来の例年と同様、2002年においても急速な進展を遂げた。本出版物において、世界知的所有権機関（WIPO）は、2002年におけるPCTの下での活動の成果およびPCTに関する主な出来事を発表する。

特許協力条約（PCT）制度は、発明者および産業界に国際的な特許保護を得るための有利なルートを提供するものである。PCTに基づく1つの「国際」出願を提出することにより、多数の国の各々において同時に発明の保護を求めることができる。出願人およびPCTメンバー国の特許庁の双方とも、PCT制度における統一された方式要件、一元化された国際公開、並びに国際調査および予備審査報告（これらは、出願人に対し、多くの指定官庁における国内の特許取得の手続きに進むか否かを決定するための、より良い状況を与えるとともに、それらの特許庁が特許を付与するか否かの判断に際しても極めて有用である）から恩恵を受ける。

PCT制度の利用が引き続き成長していることは、ビジネスにとって特許がいかに戦略的に重要であるかを強く示している。PCTは、海外市場で進められるビジネスに対し、複数の国での特許保護を得るための、簡略かつ費用効率のいい手段を提供している。多くの利用者は、PCTを特許戦略の中心に据えることが素晴らしい利益を産むということに気がついてきた。

# 目 次

## 統 計

2002年に世界中で出願された国際出願件数 .....	3
上位の国々 .....	6
発展途上国からの出願 .....	6
受理官庁としての国際事務局 .....	6
国の指定 .....	7
国際調査機関 .....	7
出願／公開の言語 .....	8
技術分野 .....	9
国際予備審査機関 .....	10
PCTに関する情報の提供 .....	11

## 2002年における進展

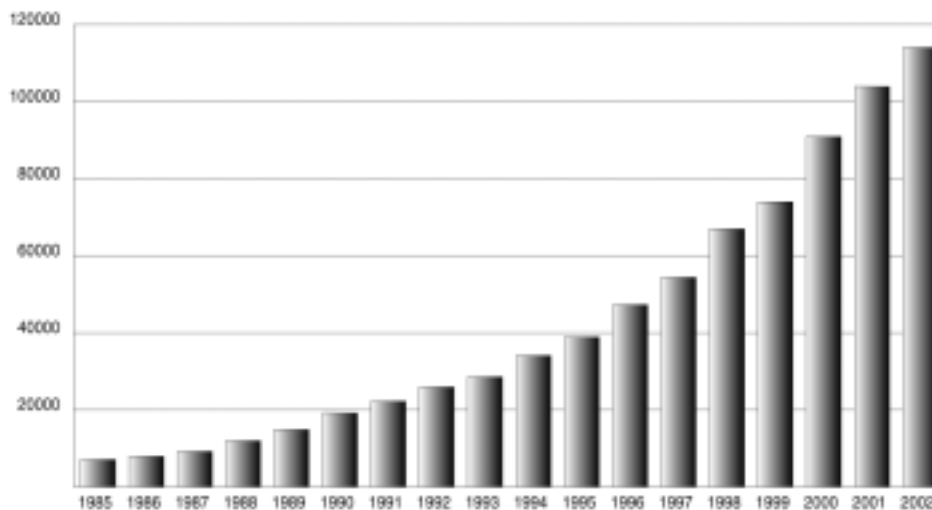
PCT締約国 .....	12
－ 新しい締約国 .....	12
－ 広域特許の拡大 .....	13
電子出願における進展 .....	13
－ PCT-SAFE .....	13
－ PCT-EASY .....	13
IMPACTプロジェクト .....	14
規則および手続きにおける変更 .....	14
－ PCT第22条(1)に基づく新しい移行期限 .....	14
－ 「WO」での公開番号付け手法の修正 .....	14
－ 配列リストに係る表に関する変更 .....	14
－ 電子出願および国際出願の事務処理のための技術標準のこれからの 修正手続きの変更 .....	15
PCTに関する会合 .....	15
－ PCT同盟総会 .....	15
－ PCTリフォームに関するワーキンググループの第3回会合 .....	17
電子形式でのPCTガゼット .....	18
インターネット上のPCT関連資料 .....	18

## 統 計

### 2002年に世界中で出願された国際出願件数

WIPOの国際事務局は世界中で出願された計114,048件の出願を受理した<sup>1</sup>。これは、2001年の出願件数から9.7%の伸びを示す。

1985年以來の国際出願の受理件数



2002年に国際出願された出願の件数と全体に対する百分率  
国別に、2001年と比較したもの

国名 <sup>2</sup>	出願件数		百分率	
	2002	2001	2002	2001
US 米国	44,609	(40,003)	39.1	(38.5)
DE ドイツ	15,269	(13,616)	13.4	(13.1)
JP 日本	13,531	(11,846)	11.9	(11.4)
GB 英国	6,274	(6,233)	5.5	(6.0)
FR フランス	4,877	(4,619)	4.3	(4.4)
NL オランダ	4,019	(3,187)	3.5	(3.1)
SE スウェーデン	2,988	(3,502)	2.6	(3.4)
KR 大韓民国	2,552	(2,318)	2.2	(2.2)
CH&LI スイスおよびリヒテンシュタイン	2,469	(2,011)	2.2	(1.9)
CA カナダ	2,210	(2,030)	1.9	(1.9)

[次頁に続く]

1. 2002年に国際出願された国際出願件数の数字は、PCT第12条に基づき、PCT受理官庁により送付され、2002年に国際事務局が受理した国際出願の記録原本の数(受理官庁としての国際事務局によるものを含む)に基づく。

2. 数字は、出願人の居住国に基づいている。

国名 <sup>3</sup>	出願件数		百分率		
	2002	2001	2002	(2001)	
IT	イタリア	2,041	(1,574)	1.8	(1.5)
AU	オーストラリア	1,775	(1,754)	1.6	(1.7)
FI	フィンランド	1,762	(1,623)	1.5	(1.6)
IL	イスラエル	1,199	(1,248)	1.0	(1.2)
CN	中国	1,124	(1,670)	1.0	(1.6)
DK	デンマーク	989	(929)	0.9	(0.9)
ES	スペイン	729	(575)	0.6	(0.6)
BE	ベルギー	697	(681)	0.6	(0.7)
RU	ロシア	616	(551)	0.5	(0.5)
AT	オーストリア	563	(630)	0.5	(0.6)
NO	ノールウェー	525	(525)	0.5	(0.5)
IN	インド	480	(316)	0.4	(0.3)
ZA	南アフリカ	407	(418)	0.4	(0.4)
SG	シンガポール	322	(271)	0.3	(0.3)
NZ	ニュー・ジーランド	301	(279)	0.3	(0.3)
IE	アイルランド	257	(212)	0.2	(0.2)
BR	ブラジル	204	(193)	0.2	(0.2)
HU	ハンガリー	148	(130)	0.1	(0.1)
MX	メキシコ	128	(107)	0.1	(0.1)
PL	ポーランド	98	(105)	0.1	(0.1)
LU	ルクセンブルグ	91	(95)	0.1	(0.1)
TR	トルコ	86	(72)	0.1	(0.1)
CZ	チェッコ	74	(79)	0.1	(0.1)
GR	ギリシャ	74	(54)	0.1	(0.1)
HR	クロアチア	63	(55)	0.1	(0.1)
UA	ウクライナ	61	(48)	0.1	(0.1)
SI	スロヴェニア	44	(41)	<0.1	(<0.1)
IS	アイスランド	35	(28)	<0.1	(<0.1)
CO	コロンビア	33	(14)	<0.1	(<0.1)
YU	ユーゴスラヴィア	30	(31)	<0.1	(<0.1)
BG	ブルガリア	29	(22)	<0.1	(<0.1)
PT	ポルトガル	29	(36)	<0.1	(<0.1)
PH	フィリピン	26	(5)	<0.1	(<0.1)
SK	スロヴァキア	24	(29)	<0.1	(<0.1)
RO	ルーマニア	15	(30)	<0.1	(<0.1)
KZ	カザフスタン	14	(6)	<0.1	(<0.1)
CU	キューバ	13	(10)	<0.1	(<0.1)
BY	ベラルーシ	12	(18)	<0.1	(<0.1)
CY	キプロス	12	(18)	<0.1	(<0.1)
EE	エストニア	11	(8)	<0.1	(<0.1)
ID	インドネシア	9	(5)	<0.1	(<0.1)
BA	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	8	(4)	<0.1	(<0.1)
GE	グルジア	8	(5)	<0.1	(<0.1)
LV	ラトヴィア	8	(9)	<0.1	(<0.1)
LT	リトアニア	7	(2)	<0.1	(<0.1)

[次頁に続く]

3. 数字は、出願人の居住国に基づいている。

国名 <sup>4</sup>	出願件数		百分率		
	2002	2001	2002	2001	
MA	モロッコ	7	(2)	<0.1	(<0.1)
CR	コスタ・リカ	6	(5)	<0.1	(<0.1)
MC	モナコ	6	(5)	<0.1	(<0.1)
MK	マケドニア・ 旧ユーゴスラヴィア共和国	6	(3)	<0.1	(<0.1)
AE	アラブ首長国連邦	5	(4)	<0.1	(<0.1)
BB	バルバドス	5	(5)	<0.1	(<0.1)
AM	アルメニア	4	(15)	<0.1	(<0.1)
EC	エクアドル	4	(0)	<0.1	(0)
DZ	アルジェリア	3	(4)	<0.1	(<0.1)
LK	スリ・ランカ	3	(2)	<0.1	(<0.1)
ZW	ジンバブエ	3	(2)	<0.1	(<0.1)
TG	トーゴ	2	(0)	<0.1	(0)
TN	チュニジア	2	(0)	<0.1	(0)
UZ	ウズベキスタン	2	(0)	<0.1	(0)
VN	ヴィエトナム	2	(0)	<0.1	(0)
AZ	アゼルバイジャン	1	(2)	<0.1	(<0.1)
BJ	ベナン	1	(0)	<0.1	(0)
KE	ケニア	1	(0)	<0.1	(0)
MD	モルドヴァ共和国	1	(0)	<0.1	(0)
SD	スーダン	1	(4)	<0.1	(<0.1)
SL	シエラ・レオーネ	1	(0)	<0.1	(0)
SZ	スワジランド	1	(0)	<0.1	(0)
TZ	タンザニア連合共和国	1	(0)	<0.1	(0)
ZM	ザンビア	1	(0)	<0.1	(0)
AG	アンティグア・バーブーダ	0	(1)	0	(<0.1)
AL	アルバニア	0	(8)	0	(<0.1)
CI	コートジボアール	0	(2)	0	(<0.1)
SN	セネガル	0	(2)	0	(<0.1)
TT	トリニダッド・トバゴ	0	(1)	0	(<0.1)
	合計	114,048	(103,947)	100.0	(100.0)

4. 数字は、出願人の居住国に基づいている。

上記の数字は出願人の居住国の受理官庁への出願にほぼ相当するが、21,805件の国際出願（19.1％）は、広域官庁または受理官庁としての国際事務局に出願された。以下の表に示される。

広域官庁または国際事務局		出願件数		全PCT受理官庁 のうちの百分率	
		2002	2001	2002	2001
EP	欧州特許庁	15,888	(14,492)	13.9	(13.9)
IB	国際事務局	5,902	(2,665)	5.2	(2.6)
EA	ユーラシア特許庁	12	(5)	<0.1	(<0.1)
AP	アフリカ工業所有権機関	3	(1)	<0.1	(<0.1)
合計		21,805	(17,163)	19.1	(16.5)

### 上位の国々

2002年において、米国の出願人がもっとも多くの特許出願を行っており、これは全出願の39.1％に当たる。これに、ドイツ（13.4％）、日本（11.9％）、英国（5.5％）、フランス（4.3％）が続いており、この傾向はここ数年続いている。

### 発展途上国からの出願

100件以上の国際出願がなされた国々のなかで、特に大幅な増加を示したのは、インド（51.9％）、メキシコ（19.6％）、シンガポール（18.8％）および大韓民国（10.1％）である。計5,359件の国際出願が発展途上国からのものである。もっとも高い数字を示しているのは、大韓民国（2,552）、中国（1,124）、インド（480）、南アフリカ（407）、シンガポール（322）である。

### 受理官庁としての国際事務局

2002年、受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に出願された国際出願件数に鋭い伸びがあった；RO/IBは、59カ国の出願人から、5,862件の国際出願を受理した。これは2001年と比較して、102.6％増である。

## 国の指定

2002年における国際出願1件当たりの指定国数の平均は119（2001年は107）である（この数字は、PCT締約国の数より大きい。その理由は、国内特許と広域特許の両方が指定されることでいくつかの国が重複しているからである。）。2002年に出願された国際出願のうちの81.4%（2001年は、77.0%）について、出願人は最大の5指定分の手数料を支払い、可能な限りすべての締約国を指定できるという利点を利用した。2004年1月1日から、国際出願は自動的にすべてのPCT締約国の指定を含むことになることに注意されたい（後述の、「会合－PCT同盟総会」参照）。

PCT-EASYソフトウェアを利用して作成された願書を含む国際出願の件数に関する統計については、後述の「電子出願における進展－PCT-EASY」を参照されたい。

## 国際調査機関

2002年に各国際調査機関に送付された国際出願の件数は次のとおりである。

国際調査機関		出願件数		百分率	
		2002	2001	2002	2001
EP	ヨーロッパ特許庁	63,985	(63,128)	56.0	(60.7)
US	米国	25,818	(17,793)	22.7	(17.1)
JP	日本	12,770	(11,182)	11.2	(10.8)
SE	スウェーデン	4,034	(4,481)	3.5	(4.3)
KR	大韓民国	2,296	(2,033)	2.0	(2.0)
AU	オーストラリア	2,201	(2,086)	1.9	(2.0)
CN	中国	1,116	(1,661)	1.0	(1.6)
ES	スペイン	667	(514)	0.6	(0.5)
RU	ロシア	641	(556)	0.6	(0.5)
AT	オーストリア	513	(493)	0.5	(0.5)
合計		114,041 <sup>5</sup>	(103,927)	100.0	(100.0)

5. 2002年に出願された114,048件の国際出願のうち7件は、国際段階での手続きが継続されなかった、または国際調査機関が不明なので、ここでの合計数には含まれていない。



## 出願／公開の言語

2002年には、次の言語で国際出願が提出された：

出願言語 <sup>6</sup>	出願件数		百分率	
	2002	2001	2002	2001
英語	74,510	(66,993)	65.3	(64.5)
ドイツ語	15,436	(14,198)	13.5	(13.7)
日本語	12,663	(11,129)	11.1	(10.7)
フランス語	4,523	(4,488)	4.0	(4.3)
韓国語	1,694	(1,445)	1.5	(1.4)
中国語	977	(1,576)	0.9	(1.5)
スウェーデン語	871	(1,077)	0.8	(1.0)
スペイン語	789	(624)	0.7	(0.6)
ロシア語	613	(525)	0.5	(0.5)
フィンランド語	529	(541)	0.5	(0.5)
イタリア語	490	(372)	0.4	(0.4)
オランダ語	450	(493)	0.4	(0.5)
ノルウェー語	243	(258)	0.2	(0.2)
デンマーク語	171	(153)	0.1	(0.1)
ハンガリー語	29	(22)	<0.1	(<0.1)
クロアチア語	19	(21)	<0.1	(<0.1)
チェッコ語	16	(12)	<0.1	(<0.1)
スロベニア語	15	(9)	<0.1	(<0.1)
スロヴァキア語	5	(7)	<0.1	(<0.1)
トルコ語	3	(4)	<0.1	(<0.1)
ポルトガル語	2	(0)	<0.1	(0)
合計	114,048	(103,947)	100.0	(100.0)

2002年には、104,085件の国際出願が、以下の通り、7つの公開言語中のひとつで、パンフレット形式により公開された（2001年は99,606件）：

公開言語	出願件数		百分率	
	2002	2001	2002	2001
英語	72,255	(69,287)	69.4	(69.6)
ドイツ語	13,847	(14,004)	13.3	(14.1)
日本語	11,483	(9,817)	11.0	(9.9)
フランス語	4,523	(4,138)	4.4	(4.1)
中国語	795	(1,308)	0.8	(1.3)
スペイン語	628	(542)	0.6	(0.5)
ロシア語	554	(510)	0.5	(0.5)
合計	104,085	(99,606)	100.0	(100.0)

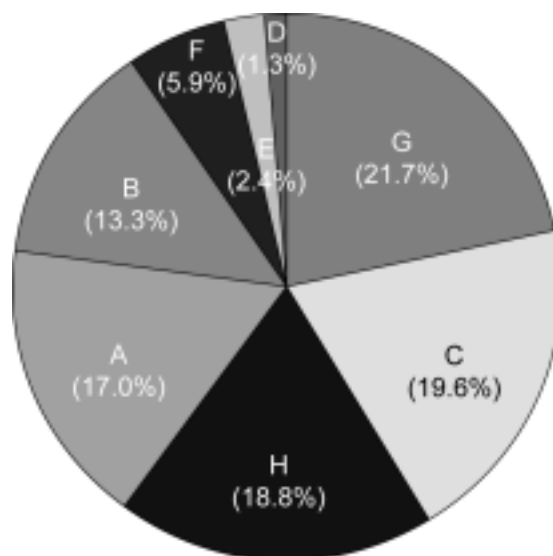
6. PCTに基づく公開言語以外の言語で提出された国際出願は、公開言語への翻訳文で公開される；次のパラグラフを参照。

パンフレット公開と同日に、それらの国際出願に関する見出しがPCTガゼットでも公開された。

## 技術分野

上記の公開された国際出願の主な技術分野は、物理学、化学および冶金、そして電気であった。次のグラフは、2002年に公開されたPCT出願を国際特許分類（IPC）の主な8つの技術分野に分割した内訳である。

2002年に公開されたPCT出願：IPCの主な技術分野別



IPCの主な技術分野（セクション）：

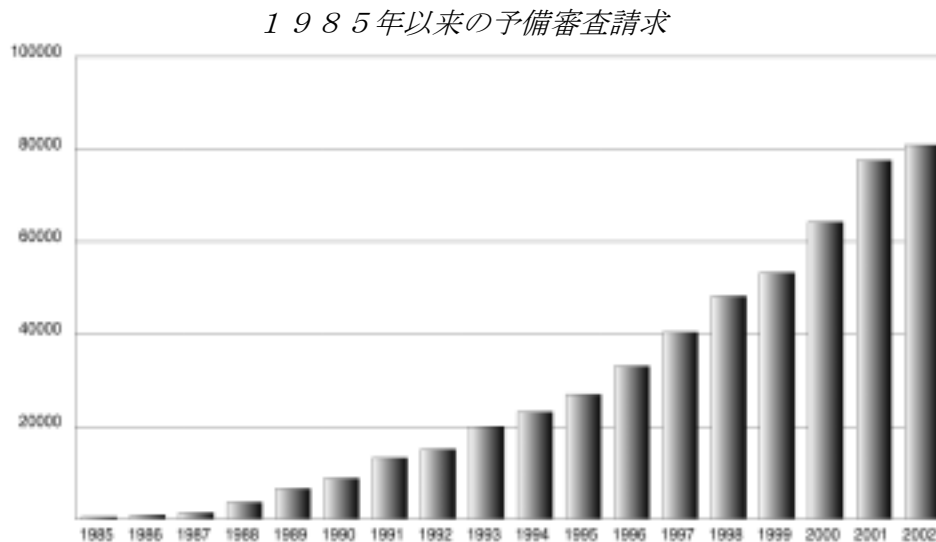
G	物理学	B	処理操作；運輸
C	化学；冶金	F	機械工学；照明、加熱、武器、爆破
H	電気	E	固定構造物
A	生活必需品	D	繊維；紙

各々の主な技術分野の内容については、WIPOウェブサイトのIPCを参照されたい：

[http://www.wipo.int/classifications/fulltext/new\\_ipc/index.htm](http://www.wipo.int/classifications/fulltext/new_ipc/index.htm)

## 国際予備審査機関

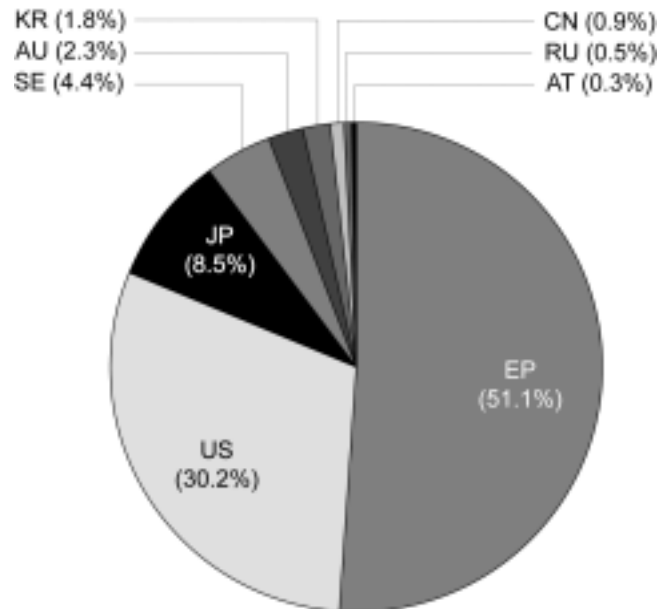
2002年に、国際事務局が国際予備審査機関から受理した国際予備審査請求の件数は、80,853件であった。これは2001年に比較して4.2%の増加である。1985年以来的各暦年の請求件数は次のとおりである：



2002年に、各国際予備審査機関が国際事務局に送付した予備審査請求の比率は以下の通りに示される。

国際予備審査機関

EP	ヨーロッパ特許庁
US	米国
JP	日本
SE	スウェーデン
AU	オーストラリア
KR	大韓民国
CN	中国
RU	ロシア
AT	オーストリア



## PCTに関する情報の提供

2002年に、PCTのインフォメーションサービスは約25,000件のPCTユーザーからの情報提供の求めに対応した。そして、PCT法律部では1,200の案件に関する法律上の問題を解決した。

国際事務局の職員はPCTの利用と利点およびPCTへの加盟促進に関する200のセミナーおよびプレゼンテーションに出席した。このセミナーおよびプレゼンテーションは、アルジェリア、アルゼンチン、オーストリア、バルバドス、ベリーズ、ブラジル、カメルーン、カーボ・ヴェルデ、中国、コロンビア、コモロ、コスタ・リカ、キューバ、コンゴ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エリトリア、エチオピア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、ギニア、インド、インドネシア、イタリア、日本、ラオス、モーリシアス、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ナンビア、ニュー・ジールランド、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、ルワンダ、セネガル、シンガポール、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、英国、タンザニア連合共和国、米国、ユーゴスラヴィア、ザンビアにおいて行われた。これらは、約12,600名のPCT制度のユーザーおよび潜在的ユーザーに対して、次の言語のいずれかで行われた：アラビア語、中国語、英語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、日本語、モンゴル語、セビリア語、スペイン語。これらには、およそ850名に対して行われたPCT-EASYソフトウェアの利用に関する17の特別なプレゼンテーションおよびPCT-SAFEのパイロットフェーズに関するプレゼンテーションも含まれている。

2002年3月25日から27日にかけて、WIPOはジュネーブで、「国際特許制度に関する会議（Conference on the International Patents System）」を開催した。プレゼンテーションは、PCTを含む広範囲にわたるトピックスについて、公的機関、私的機関の両方からの54人のスピーカーによって行われた。スピーカーには、政府要人や大企業の経営責任者も含まれ、学会からの参加もあった；約400人の委員がこの会議に出席した。

## 2002年における進展

### PCT締約国

#### 新しい締約国

2002年には、2つの締約国が（かっこ内に示された日に）PCTに拘束されることになった。

セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島（2002年8月6日）

セイシェル（2002年11月7日）

ニカラグアが2002年12月6日にPCTの加入書を寄託した。そしてニカラグアは、2003年3月6日にPCTに拘束されることになる。これで、2002年12月31日までにPCTに加盟した国の数は、次のとおり118となった：

アルバニア	デンマーク	マダガスカル	スリ・ランカ
アルジェリア	ドミニカ	マラウイ	スーダン
アンティグア・ バーブーダ	エクアドル	マリ	スワジランド
アルメニア	赤道ギニア	モーリタニア	スウェーデン
オーストラリア	エストニア	メキシコ	スイス
オーストリア	フィンランド	モナコ	タジキスタン
アゼルバイジャン	フランス	モンゴル	マケドニア
バルバドス	ガボン	モロッコ	旧ユーゴ
ベラルーシ	ガンビア	モザンビーク	スラヴィア共和国
ベルギー	グルジア	オランダ	トーゴ
ベリーズ	ドイツ	ニュー・ジーランド	トリニダード・トバゴ
ベナン	ガーナ	ニカラグア	チュニジア
ボスニア・ ヘルツェゴヴィナ	ギリシャ	ニジェール	トルコ
ブラジル	グレナダ	ノールウェー	トルクメニスタン
ブルガリア	ギニア	オマーン	ウガンダ
ブルキナ・ファソ	ギニア・ビサオ	フィリピン	ウクライナ
カメルーン	ハンガリー	ポーランド	アラブ首長国連邦
カナダ	アイスランド	ポルトガル	英国
中央アフリカ共和国	インド	大韓民国	タンザニア連合共和国
チャード	インドネシア	モルドヴァ共和国	米国
中国	アイルランド	ルーマニア	ウズベキスタン
コロンビア	イスラエル	ロシア	ヴェトナム
コンゴ	イタリア	セント・ルシア	ユーゴスラヴィア
コスタ・リカ	日本	セント・ヴィンセント 及びグレナディーン 諸島	ザンビア
コートジボアール	カザフスタン	セネガル	ジンバブエ
クロアチア	ケニア	セイシェル	
キューバ	キルギス	シエラ・レオーネ	
キプロス	ラトヴィア	シンガポール	
チェッコ	レソト	スロヴァキア	
朝鮮民主主義 人民共和国	リベリア	スロヴェニア	
	リヒテンシュタイン	南アフリカ	
	リトアニア	スペイン	
	ルクセンブルク		

## 広域特許の拡大

2002年に、7つのPCT締約国が欧州特許条約に加盟した。そして以下のかっこ内に示された日に同条約に拘束された、または、拘束される。これらの国については、国内特許の代わりに、または国内のルートを開鎖したスロヴェニアを除くすべての場合、国内特許に加えて、欧州特許のための指定が可能である。

ブルガリア、チェッコ、エストニア、スロヴァキア（2002年7月1日）  
スロヴェニア（2002年12月1日）  
ハンガリー（2003年1月1日）  
ルーマニア（2003年3月1日）

## 電子出願における進展

国際出願の電子的な提出および手続きの開始に必要な法的枠組および技術標準を含むPCTに基づく実施細則の修正が、2002年1月7日に施行された。実施細則の第7部及び付属書Fに従って提出された国際出願は、200スイスフランの国際手数料減額の恩恵を受けることになる。その修正により、必要な技術的システムを有する、いかなるPCT受理官庁も、その要件を国際事務局に通知した場合、第7部及び付属書Fに従った電子形式による国際出願を受け付けることを決定できることを許容される。現在のところ、そのような通知をしてきたのはヨーロッパ特許庁だけである。

### *PCT-SAFE*

WIPOは電子出願用ソフトウェア「PCT-SAFE」(Secure Applications Filed Electronically)を完成させるための作業を継続した。このソフトウェアは、PCT-EASYソフトウェア(後述参照)の拡張版を基本としており、PCTの出願人がインターネット経由のオンラインであっても、物理媒体(3.5インチディスク(FD)、CD-R、DVD-Rなど)を用いても、電子形式でPCT国際出願のすべてを出願することを可能にする。PCT-SAFEソフトウェアを用いた最初の試験出願が2002年11月に行われており、2003年初頭にフル稼動することが期待されているパイロット段階では、国際事務局に登録された出願人は受理官庁としての国際事務局に対し、電子形式での出願のコピーと共に、コンピュータ打ち出しの紙形式で、PCT-SAFEを用いて作成された出願を提出することができる。受理官庁としての国際事務局は、パイロット段階の完了後、完全な電子形式での国際出願の受付を開始することが予定されている—その開始日はしかるべき方法で広報されるであろう—PCT-SAFEシステムは2003年12月にフル稼動が期待されている。PCT-SAFEに関する更なる情報については、PCT-SAFEのウェブサイトを訪ねたい:

<http://www.wipo.int/pct-safe>

### *PCT-EASY*

PCT-EASYソフトウェアを用いて作成された願書を含む国際出願を提出するという恩恵を利用している出願人は引き続き増加している。2002年に出願された114,048件の国際出願のうち、45,300件(39.7%)はPCT-EASYソフトウェアを用いて作成された(2001年は、35.0%)。

PCT-EASYソフトウェアの新しいバージョンが、2002年1月および10月にPCTユーザーに利用可能になった。そして、2003年1月にリリースされたアップデートのための準備が、2002年12月に行われた。これらのアップデートは一年を通じて生じた多くの変更を取り込んでいる（例えば、新しいPCT締約国、広域特許のための指定に関する変更、手数料の変更など）。2002年には、3つの受理官庁が、PCT-EASYのフレキシブルディスクを伴う、PCT-EASYを使用して準備された願書を含む国際出願を受け付ける用意があることを国際事務局に通知している。その結果、そのような通知を行った受理官庁の数は68となり（95のPCT受理官庁のうち）、2,500人以上の新規ユーザーが登録され、2002年末時点でトータルの登録数が約10,000人となった。

## IMPACTプロジェクト

IMPACT (Information Management for the Patent Cooperation Treaty) プロジェクトは、2002年も進歩を遂げた。請求に基づく通知制度 (Systematic Communication on Request system (“Systematic COR system”)) の構築そして配備は、電子形式 (CDまたはDVD) または紙形式で、すべての国際出願関係書類を、指定官庁に通知することを許容しつつ完成している。特定の請求に基づく通知制度 (Specific Communication on Request system (“Specific COR system”)) の構築は進展を遂げ、まもなくフル稼動することが予定されている。この後者の場合、指定官庁は、電子形式 (CDまたはDVD) または紙形式で、選ばれた国際出願のみに関する書類を受領することになる。長期的には、これらの書類はオンラインでも利用できるようになるであろう。

## 規則および手続きにおける変更

### *PCT第22条(1)に基づく新しい移行期限*

PCT第22条(1)の修正の結果、第I章の下で国内段階へ移行するために必要な手続きを行うための期限は、今や第II章の下での期限と同じで、すなわち、優先日から30ヶ月である。その新しい期限は、2002年4月1日に施行された。なお、国内の法律との不適合を理由とした、締約国による留保規定が置かれている。24の締約国の特許庁が国際事務局に対し、その不適合について通知してきたが、そのうち10の特許庁がその通知を取下げている。

### *「WO」での公開番号付け手法の修正*

ここ数年にわたるPCT出願の急激な増加の結果、PCT出願の新しい番号付けの手法が、2002年7月1日付けのPCTに基づく実施細則のセクション404の修正により導入された。その修正により、5桁の番号に代わって、6桁の連続番号が導入された。さらに、2004年1月1日から、国際出願の連続番号の構成と、国際出願および国際公開番号の両方における年表示のフォーマットの修正もなされる。

### *配列リストに係る表に関する変更*

2002年9月6日から実施細則の第8部が修正され、明細書の配列リスト部分に加えて、配列リストに係る表を電子形式で提出できることとなった。

## 電子出願および国際出願の事務処理のための、技術標準のこれからの修正手続きの変更

2002年12月12日から実施細則の付属書Fが修正され、国際出願の電子的な提出および事務処理の技術要件のこれからの修正の、提案、検討および実施のための特別な手続きを説明する、新しいセクション2.5が導入された。

PCT規則の更なる改正がPCT同盟総会会合において採択された一以下を参照されたい。

## PCTに関する会合

### PCT同盟総会

第2回会合が2002年4月29日から5月3日にかけてジュネーブで開かれたPCTリフォームに係るワーキンググループ、および、第2回会合が2002年7月1日から5日にかけてジュネーブで開かれたPCTリフォーム委員会によって成された集中的な準備作業をベースにして、PCT同盟総会は、2002年9月23日から10月1日にかけてジュネーブで開催された第31回会期（第18回通常会期）において、満場一致で、大々的な、PCTリフォーム関連のPCT規則の改正を採択した。もっとも重要な決定事項については以下の通りであり、適用される施行日に従って並べてある：

施行日：2002年10月17日：

### 電子形式で提出された国際出願に対する手数料の減額

同盟総会は、2002年10月17日以降、PCTに基づく実施細則のセクション710に基づき国際事務局に電子形式での国際出願を受け付ける準備が整った旨を通知してきた受理官庁に対して、電子形式で出願された国際出願に関し、国際手数料（基本手数料と指定手数料からなる）を、200スイスフラン減額するために、手数料表（PCT規則の付属書）の項目4の改正を採択した。

施行日：2003年1月1日：

### 国際公開のための翻訳

願書の提出のための言語（規則12.1(c)）、および出願が公開言語ではない言語で出願され、かつ国際調査のために翻訳が要求されない場合の国際出願の翻訳（新規則12.4）に関して改正がなされた。<sup>7</sup>

---

<sup>7</sup> 特定の特許庁に対する願書の提出に際し許容される言語(PCT規則12.1(c))についての詳細は、*PCT ガゼットのNos. 51/2002* 及び *02/2003* のセクションIVを参照されたい。<http://www.wipo.int/pct/en/gazette/weekissu.htm> で入手可能である。国際出願の公開言語への翻訳に際し許容される言語(新しいPCT規則12.4)についての詳細は、*PCT ガゼットのNo. 51/2002* のセクションIVを参照されたい。ウェブのアドレスは上記の通りである。.



国内移行期限の徒か 決められた期限内に国内段階移行の要件を満たすことに失敗した後の権利の回復に関して改正がなされた（新規則 4.9.6）。この新規則は2003年1月1日以降の国際出願と、その日より前に出願された国際出願であっても、PCT第22条、または適用されるならばPCT第39条（1）に基づく移行期限が、2003年1月1日以降に切れるものに適用される。<sup>8</sup>

施行日：2004年1月1日：

拡張された国際調査・予備審査制度 同盟総会は、「拡張された国際調査・予備審査制度」を導入するためのPCT規則の改正を採択した。その改正は、PCTの国際調査および国際予備審査の手続きを合理化することを目的としている。この新しい拡張された制度の主な特徴は、現行の第II章の国際予備審査における重要な要素のひとつである、審査官の見解の作成が、実際に前倒しされ、第I章の国際調査手続きに取り込まれることである。その新しい制度の下では、国際調査機関（ISA）が、請求の範囲に記載された発明に新規性があるか、進歩性があるか、産業上の利用可能性があるか（これらが国際的に受け入れられている特許性判断のために基準）の疑問に関する予備的かつ拘束力のない見解書を作成する責任を負う。国際予備審査の請求がなされれば、第II章の国際予備審査でも利用される。このように国際調査と国際予備審査の手続きが、現行よりずっと統合されたものとなる。

指定制度のオーバーホール PCT同盟総会は、新しいPCT規則4.9を採択することで指定制度を簡素化・合理化することにも合意した。改正された規則4.9は、国際出願日が2004年1月1日以降のすべての国際出願に適用される。この新しい指定制度では、出願人は国際出願の出願時に、個別に締約国を指定したり、特定の保護の種類や、国内保護か広域保護かの表示をしたりする必要はなく、条約の下で利用できる全ての指定を自動的かつ包括的に得ることになる—それらの事項は国内段階移行時に扱われることになる。<sup>9</sup>

この新しい指定制度の導入に伴い、「フラット」な国際出願手数料の導入も採択された。この手数料は、現在、別々の基本手数料および指定手数料に代わることになる。取扱手数料をこの新しい国際出願手数料に取り込むことに関して、検討がなされるべきであるとの合意もなされた。

---

<sup>8</sup> 18の指定官庁が国際事務局に対し、規則4.9.6(a)から(e)が国内法に適合していない旨を通知してきている；従って、これらの指定官庁については、その留保が取下げられない限り、その規則は適用されない。詳細については、*PCT ガゼット No. 05/2003* のセクションIVを参照されたい。

<http://www.wipo.int/pct/en/gazette/weekissu.htm> で入手可能である。

<sup>9</sup> 3ヶ国の特許庁（ドイツ、大韓民国、ロシア連邦）は国際事務局に対し、この新規則は彼らに適用されず、いかなる願書にもこれら3つの国の指定はなされていない旨の表示を含めることができる、ということを知りてきている。これは対応する国内法がそのような状態である限り続く。

デジタルライブラリーからの優先権書類の入手： PCT規則が改正され、国際出願が2004年1月1日以降に出願された場合、出願人は、紙形式での優先権書類を国際事務局または受理官庁に提出する代わりに、適用される場合、優先権書類をデジタルライブラリー（構築中）から入手することを要求することができるようになる。

施行日：2004年夏（予定）：

*新しい国際調査・予備審査機関の任命* PCT技術協力委員会（PCT/CTC）の推薦を受け、同盟総会はカナダ特許庁を、国際調査機関および国際予備審査機関として任命した。これで、ISA/IPEAに任命されている機関の数は全体で11となる。その機関が事業を行うにあたり基づく取決めは2004年の夏に、効力を発することが予定されている。

同盟総会でのその他の決定事項

*PCT最小限資料* PCT同盟総会は、PCT/CTCの推薦、すなわちPCTに基づく国際機関の会議（PCT/MIA）が特定の技術分野におけるデータベースの利用に関する検討だけではなく、PCT最小限資料の非特許文献部分に、伝統的知識関連の定期刊行物およびデータベースを含めることに関する検討も引き受ける、ということを取り上げた。

*PCTリフォームに関する今後の作業* PCT同盟総会は、PCT制度のリフォームに関する今後の作業プログラムについて合意した。PCTリフォームのワーキンググループが、2002年9月のPCT同盟総会と2003年9月のPCT同盟総会の間に2回招集され、次の事項を検討する：

- ・ 未解決のリフォーム提案；
- ・ 条約自体の改正のオプション；
- ・ PCTにおける国際調査および国際予備審査手続きのための、共通の質管理体制の構築。

改正された規則のテキストを含む、特定の変更についての更なる詳細については、PCTウェブサイト入手できる会議のレポートを参照されたい：

[www.wipo.int/pct/en/meetings](http://www.wipo.int/pct/en/meetings)

*PCTリフォームに関するワーキンググループの第3回会合*

同ワーキンググループが2002年11月18日から22日にかけてジュネーブで会した。そこで未だ詳細が検討されていないPCTリフォームに関する50の未解決提案を議論し、それらのうちのどれをワーキンググループの作業プログラムに含めるべきかが合意された。それらの主なものは次のとおり：

- ・ 指定官庁、特に小さな指定官庁が国際段階での結果からより大きな恩恵を引き出すことができるようなオプションを含む、国際調査および予備審査制度の今後の発展；
- ・ PCTでの要件を、特許法条約（PLT）の要件に更に整合させること；

- ・ 受理官庁と国際事務局の双方による方式審査に関する手続きの見直し；
- ・ 配列リストの電子的な集中管理システムの構築。

ワーキンググループは優先権の回復の問題に関する一連の提案を議論した。優先権主張の補充および追加に関する規則改正の提案も合意した。これは、次期2003年9-10月の会合での採択に向け、同盟総会に提出される。

最後に、ワーキンググループは、国際調査および国際予備審査のための、共通の質管理体制の構築に関する英国提案を議論した。

更なる情報については、議長による会合のサマリーと共に、会議での議論用に用意された資料を参照されたい。

[www.wipo.int/pct/en/meetings](http://www.wipo.int/pct/en/meetings)

### 電子形式でのPCTガゼット

2002年11月、電子形式でのPCTガゼットの新しいプロトタイプがWIPOウェブサイトで試験的に公開された。このプロトタイプは以下の多くの改善点を含んでいる：

- ・ 単一の、簡略化されたレイアウト；
- ・ 「リアクティブ (reactive)」 INIDコード (カーソルをコードの上に置く、またはクリックすると、そのコードのタイトルが現れる) ；
- ・ 再公開に関する情報 (再公開されたページのイメージを含む) ；および
- ・ 明細書および請求の範囲のフルテキスト検索が可能

このプロトタイプを見るには、次のWIPOウェブサイトにアクセスされたい：

<http://ipdl.wipo.int>

「search IPDL」をクリックし、そして「PCT FULL Text Database Prototype」 (リストの2番目の項目) をクリックされたい。

### インターネット上のPCT関連資料

PCTウェブサイト(<http://www.wipo.int/pct/en/>)から得られる新しくかつ進んだリソースは、2002年におけるヒット件数において30%の増加に貢献した。2002年には、英語、フランス語、スペイン語で利用できる多くのリソースが拡大およびアップデートされただけでなく、多くの基本となるリソースについてドイツ語のページが加えられ、さらに中国語および日本語のページも加えられた。

再び、WIPOのサイトからのダウンロードで最も利用の多かったのは編集可能なフォーマットのPCTの願書様式であった。編集可能な願書様式および予備審査請求書様式の成功を受けて、更に5つの様式が英語およびフランス語の編集可能な様式集に加えられた。

ウェブサイト利用者は、Eメール更新情報サービスからEメールで、新しいリソースおよびアップデートについてお知らせを受ける。2001年末に導入されたそのサービスは人気が高く；2002年末時点で加入者は3250人になった。このサービスの加入者は、月に2～5件のEメールでのお知らせを受ける。すべてのPCTが誇る発行物（PDFで利用可能）のウェブサイトでのダウンロードは、紙の印刷物への要望を今やはるかに凌いでいる。これらの発行物には、*PCTガゼット*、*PCT出願人の手引*、*PCTおよびPCT規則の条文*、*特許協力条約（PCT）に関する基本的事項*が含まれる。*PCTガゼット*は引き続き最も人気の高いウェブサイトのリソースであり、平均で月に25,000件のヒットがある。